

新潟県教育委員会告示第14号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成25年10月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄の表中太線に囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後										改正前									
<b>別表第2 県立高等学校</b>										<b>別表第2 県立高等学校</b>									
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員					
本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
(略)																			
新潟県立佐渡高等学校		普通				200	200	200		普通				200	200	200			
相川分校			普通 (単位制)			35													
新潟県立羽茂高等学校		普通				80	80	80		普通				80	80	80			
新潟県立相川高等学校		普通					80	80		普通				80	80	80			
新潟県立佐渡総合高等学校		総合 (単位制)				440				総合 (単位制)				440					